

非常災害時等における児童の登下校について

新城小学校

台風等異常気象時や非常災害時における児童の安全確保を下記のとおりとします。ご理解いただき、判断基準としてください。なお、テレビ・ラジオや新城市の防災無線放送・tetoruによる学校からの連絡・ホームページ等により、正確な情報の収集に努めていただきますようお願いいたします。

記

特別警報

「新城市（東三河北部）」または「愛知県東部」・「愛知県全域」に大雨特別警報などの特別警報が発令された場合

1 登校前に特別警報が出されている場合

(1) 警報発令中	登校しない 各家庭にて、ただちに命を守る行動をとる
(2) 警報解除	安全に登校できると確認されるまでは、登校しない

2 登校後に特別警報が出された場合

(1) 警報発令中	授業を中止し、児童の安全を確保する (保護者への引き渡し・学校留め置き) *tetoru で連絡配信
(2) 警報解除	児童が学校に留まっている場合は、安全確認後、下校する (職員引率で集団下校・保護者への引き渡し) *tetoru で連絡配信

暴風警報

「新城市（東三河北部）」または「愛知県東部」・「愛知県全域」に暴風警報または暴風雪警報が発令された場合

1 登校前に暴風警報が出されている場合

(1) 始業時刻 2 時間前（午前 6 時 20 分）までに警報解除	平常授業
(2) 始業時刻 2 時間前～午前 11 時の間に警報解除	解除の 2 時間後に授業開始
※道路の冠水や河川の増水等により登校が危険なときは、登校を見合わせ学校へご連絡ください。	
(3) 午前 11 時までに警報が解除されない場合	当日の授業は中止 家庭学習

2 登校後に暴風警報が出された場合

(1) 台風の中心位置、進行方向および速度、暴風域、発令時における気象状況等により判断し、児童を安全に帰宅させることができる場合	授業を中止し、職員が引率し速やかに集団下校
(2) 児童個々の理由により（通行の危険性、遠距離通学等により帰宅困難、保護者不在等）帰宅が困難な場合	児童を学校にとどめ、家庭へ連絡をとって対応

3 暴風警報は出ていないが大雨等異常気象により児童の安全確保に困難が予想される場合

自宅待機（始業前）や、当日の授業を中止（始業後）として下校することがあります。

※この場合、原則として tetoru で連絡配信します。

大雨・洪水警報

1 登校前に大雨・洪水警報が県内に発令された場合

- (1) 原則として通常どおりの授業を行います。ただし、通学路が冠水、土砂崩れ、落石等の恐れがあると判断された場合は、登校を見合わせ、学校へご連絡(22-0112)ください。
- (2) 通学路が通行不能な状態と判断された時は、児童の登校を見合わせ家庭で待機させるとともに、学校へ連絡してください。その場合、欠席・遅刻の扱いにはなりません。

2 登校後に大雨・洪水警報が県内に発令された場合

- (1) 原則として通常どおりに授業を続行しますが、校区内の被害や気象状況等から早急に帰宅させるべきと判断した場合は、職員が付き添い安全の確保に努めて帰宅させます。
- (2) 通学路に危険箇所を発見された場合は、学校へ至急ご連絡ください。

地震・大規模地震

1 登校前に地震が発生した場合

情報をテレビ・ラジオ等で収集し、地震の規模、被害状況や震源地を確認のうえ、登校の可否を判断してください。(通学班の保護者間で連絡を取り合い、同一行動を取ってください。また、学校へも連絡してください。)

2 登校中に地震が発生した場合

地区の通学路に近い方で児童を掌握し、安全確保をお願いします。その後、学校へ連絡してください。学校職員で地域を巡回します。

3 登校後に地震が発生した場合

職員で児童の安全確保にあたります。関係機関等と連絡をとって、対応を決定します。(家庭への連絡、地区への援助要請など)

なお、大規模地震が発生した場合は、保護者への引き渡しにより下校させます。引き渡しができない児童は、学校で保護者(代わる人)の迎えがあるまで待機させます。

※引き渡し下校について：児童を学校で待機させ、保護者またはそれに代わる人の迎えを待って、児童を下校させます。児童の引き渡しにつきましては、「引き渡しカード」が必要です。tetoru 配信などによる情報にご留意ください。

4 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

情報種別	調査中	巨大地震注意 ※巨大地震の発生に留意しつつ通常の教育活動を継続	巨大地震警戒
児童の状況			
在宅時	通常通り登校		休校・自宅待機
登校中	そのまま登校		原則として帰宅(学校に近い場合は学校へ避難、その後引き渡し下校)
下校中	そのまま下校		
登校後在校中	通常通り授業を行ったのち、集団下校(通常の学年に応じた下校時刻)		直ちに授業中止 保護者への引き渡し下校

5 大規模地震(震度5弱以上)が発生した場合

在宅時	新城市教育委員会から防災無線放送等で連絡があるまで自宅待機 保護者は被災状況等について、災害用伝言ダイヤル「171」等で学校へ連絡。
登下校中	安全かつ速やかに帰宅(職員は通学路の安全確認と帰宅の指示) 学校に近い場合は学校へ避難→引き渡し下校
登校後	直ちに授業を中止し、保護者への引き渡し下校 保護者(または代理)の迎えがあるまで学校待機

6 休校となった場合(巨大地震警戒・大規模地震発生)の学校再開について

教育委員会が関係機関などと連絡をとって決定し、各校に通知、防災無線などで家庭や地域に連絡(「巨大地震警戒」後は1週間を目処に再開時期を決定)